

令和2年8月2日(日)

須川高原温泉

日帰りバスツアー

9:00 一ノ関駅西口発
 9:10 道の駅巖美溪
 10:30頃 須川高原温泉着
 大広間にて休憩。3つのお風呂をお楽しみください
 昼食は食堂で自由食(各自ご負担ください)
 16:00 須川高原温泉発
 17:15頃 道の駅巖美溪着
 17:30頃 一ノ関駅西口着

募集人員 20名 最少催行 1名(催行保証)
 添乗員同行なし 申込締切 7/30
 ツアー料金 ￥5,900
 バス料金・消費税・入浴休憩 含む
 昼食は食堂にて自由食。各自ご負担ください。
 ※国道342号線途中の乗降ご相談ください。
 ※乗車時は必ずシートベルトを着用して下さい。
 ※行程は予告なく変更になる場合があります。
 ※必ず係の方の指示に従って下さい。
 ※全行程 貸切バス(まるく または同等)での移動となります。

企画協力 須川高原温泉倶

前日は、「須川散歩ツアー」詳しくは裏面。

お支払条件 催行が決定しましたらご連絡いたしますので、旅行代金全額を5日以内にお振り込み又は現金にお支払い願います。お振り込みの場合恐れ入りますが振込料はご負担願います。※当社が特別に認めた場合は乗車時の現金支払いも可能です。
旅行条件 この書面は旅行業法 第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法 第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。 このご旅行は(株)まるく(以下「当社」)が企画・実施するものです。、この旅行条件は当パンフレットに記載されている条件のほか標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

＜1.旅行のお申し込み及び契約成立＞
 ①当社所定のお申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みください。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」の一部として取扱います。②当社は、電話・郵便・ファクシミリによる予約の申し込みを受け付けします。この際、ご予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(当社の定めた期間内)にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。③企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお申込金を受理したときに成立するものとします。
 ＜2.旅行代金のお支払い＞
 ①旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたり日降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
 ＜3.旅行代金に含まれるもの＞
 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費、食代及び消費税等諸税を含んでいます。なお、上記の経費はおお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。
 ＜4.取消料＞
 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合に旅行代金に対してお一人様につき下記の表の利率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行代金の額	申込金(お一人様)
5,000円未満	全額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

旅行開始日の前日	旅行開始日の前日	取消料
①21日目にあたり日以前以降の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料	
②20日目にあたり日以前以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%	
③(③～⑥を除く)		
④3日目にあたり日以前以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%	
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	
⑤旅行開始日当日の解除(⑤を除く)	旅行代金の50%	
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

旅行開始	旅行開始	取消料
①6日目にあたり日以前以降の解除	無料	
②5日目にあたり日以前以降の解除(③～⑥を除く)	取消料14名以下の場合 合 無料 取消料15名以上の場合 合 旅行代金の20%	
③3日目にあたり日以前以降の解除(④～⑤を除く)	旅行代金の20%	
④当日の解除(④を除く)	旅行代金の50%	
⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

個人情報の取扱いについて 必ずお読みください

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との連絡のため、②旅行に関する情報の提供、③旅行に関する情報提供のため、④旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑤アンケートのお願いのため、⑥特典サービス提供のため、⑦統計資料作成のために利用させていただきます。
 <旅行代金の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前 にあたり日より前にお客様に通知します。 <旅行契約内容の変更> 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた 場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。 <お客様による旅行契約の解除> お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。 <当社による旅行契約の解除> 旅行開始前、お客様が 第4項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、 第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。 <特別保証> 当社は前項1に基づき当社の責任が生じるかを問わず、 当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項1の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。 <お客様の責任> お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けま。 <旅程保証> 本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約 に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に 15倍乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に 基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。 <その他> お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様に負担いただきます。 <集合時間厳守> 集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。 <土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに進行できない場合があります。 > ★本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも成りません。

●この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご覧ください。 ●当社旅行業約款は標準旅行業約款に基づいています。 ●バス内には禁煙とさせていただきます。 ●バス内には禁煙とさせていただきます。 ●バス内には禁煙とさせていただきます。

旅行企画・実施 株式会社 まるく 岩手県一関市赤沢字青南 17-2 (岩手県知事登録旅行業第 3-226号) 国内旅行業務取扱管理者 大竹 真 (一社) 全国旅行業協会正会員

FAX参加申込用紙 <須川ツアーお申込み> こちらまで ⇒ FAX 0191-34-8422

FAXにてお申込の方は折り返し確認書をFAXいたしますので番号ご記入願います。記入がない場合はお電話でご連絡する場合があります。 ※ 必須項目

フリガナ	※ 性別	※ 年齢	※ 参加日	乗車場所(いずれかに○)
※ お名前	男 女	歳	参加日 8/1須川散歩 8/2日帰り温泉	一ノ関駅西口 道の駅巖美溪
※ 住所	※ TEL(当日連絡が取れる番号)			
※ メール	FAX(折返し確認書をお送りします)			